

令和3年度 いじめ防止基本方針

墨田区立中和小学校
校長 寺崎 康子

1 いじめ問題への基本的な考え方

「基本的な人権の尊重」を基調とした学校教育目標の達成をめざし、「いじめ問題」の未然防止に取り組むと共に、「いじめ」の早期発見、速やかな解決を図るために以下の4つのポイントを念頭に取組を講じ、児童の生命及び心身の健全なる成長を保護する。

- (1) 「いじめ問題」について全教員の指導力を向上させるとともに、組織的な対応で解決する。
- (2) 全ての子供の声を確実に受け止め、被害者の子供を徹底的に守り通す姿勢を保持する。
- (3) 人権意識を高め自他のいじめを見抜き、勇気をもって主体的に解決しようする態度の育成をめざす。
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携して防止に努めるとともに、連携して解決する。

2 学校及び教職員の責務

本校教職員は基本理念にのっとり、児童の保護者、地域住民、関係諸機関職員との連携のもと、「いじめ」の防止に取り組むとともに「いじめ」の早期発見・早期解決への責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

本校は、条例3条に基づき、いじめ問題に組織的に対応するための「学校いじめ対策委員会」として既存の校内委員会に位置づける。

① 設置の目的

「いじめ問題」を解決するために校長のリーダーシップの下、「いじめ問題」に組織的に対応することを目的として設置する。

② 所掌事項

- 「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
- 「いじめに関する研修会」を企画・運営する。
- 「いじめに関する授業」を計画・実施する。

- 生活意識調査等、各種調査結果と情報交換会等における児童の実態や変化に関する情報の検討と記録をする。
- いじめ解決のための解決方針を策定する。
- 「いじめ問題」を抱えた担任への支援と、問題解決に向けた方針を話し合い、決定する。

③ 会議

- 年間計画に基づき各月1回、実施する。
- 校長の判断の下、実情に応じて不定期に実施する。

④ 委員構成

- 校長
- 副校長
- 主幹教諭・生活指導主任
- 生活指導部いじめ対策担当教諭
- 養護教諭
- スクールカウンセラー
- 当該学年担任

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

学校いじめ対策委員会を支援し、「いじめ問題」の速やかな解決を図ることを目的とし、教職員、SC、SSWの他、地域関係者（学校運営協議会委員・町会代表・民生児童委員・保護司・青少年委員・健全育成会・子供会・学童クラブ代表等）により構成された「学校サポートチーム」を設置する。

② 所掌事項

- 「学校支援体制」を策定する。
- 警察や児童相談所等の関係諸機関との情報を共有する。
- 警察や児童相談所等の関係諸機関との対応策を協議する。
- 登下校の見守りなど地域人材を活用した支援策を実施する。

③ 会議

- 校長の判断の下、実情に応じて迅速に実施する。

④ 委員構成

- 児童民生委員
 - ・立川1丁目民生児童委員
 - ・立川2丁目民生児童委員

- ・立川3丁目民生児童委員
- ・菊川1丁目民生児童委員
- ・菊川2丁目民生児童委員
- 主任児童委員
- スクールソーシャルワーカー
- 子育て支援総合センター館長
- 児童相談所児童福祉司 保護司
- 本所警察署生活安全課課長
- 青少年委員
- 児童館館長
- 中和小学校・学校いじめ対策委員会
 - ・校長
 - ・副校長
 - ・主幹教諭・生活指導主任
 - ・養護教諭
 - ・特別支援教育コーディネーター
 - ・生活指導部いじめ対策担当教諭
 - ・スクールカウンセラー

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組～いじめを生まない、許さない学校づくり～

- ①学校いじめ対策委員会を設置する。
- ②学校いじめ防止基本方針を策定する。
- ③学校サポートチームを設置する。
- ④いじめに関する研修会を年間3回（5月・9月・1月）実施する。
- ⑤いじめに関する啓発を年間11回（8月を除く毎月）実施する。
- ⑥いじめ防止に関する授業を年間3回（6月・10月・2月）実施する。

(2) 早期発見のための取組～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

- ①生活意識調査「アイチェック」を年間2回（4月・12月）実施する。
- ②友人関係調査「いじめ発見チェックシート」を年間3回（5月・10月・2月）実施する。
- ③スクールカウンセラーによる全員面接を複数学年で実施する。
- ④個人面談（保護者との二者面談）を年間2回（7月・12月…12月は希望制）実施する。
- ⑤全教職員による校内巡回・地域巡回を実施する。
- ⑥ファイリングされたいじめに係る情報を学校全体で組織的に共有する。

- ⑦「全校話したいム」を月2回設定し、児童が悩みや不安を抱えているときに話しやすい場を設定する。

(3) 早期対応のための取組～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

- ①いじめ解決のための解決方針を学校いじめ対策委員会が適切に策定し、学校全体で対応方針を共有し取り組む。
- ②学校いじめ対策委員会が緊急に会議を開催し、情報の共有を図ると共に被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の子供へのケアについて教職員の役割分担を明確にする。
- ③学校いじめ対策委員会が学校サポートチームとの支援体制について協議し必要に応じて支援を受ける。
- ④被害児童の安全確保を徹底するために適宜役割分担と方法を確認する。(終了時期については学校いじめ対策委員会が決定する。)
- ⑤いじめを伝えた児童の安全確保を徹底するために適宜役割分担と方法を確認する。(終了時期については学校いじめ対策委員会が決定する。)
- ⑥スクールカウンセラー等を活用した被害児童・保護者のケアを3ヶ月以上継続して実施する。(終了時期については学校いじめ対策委員会が決定する。)
- ⑦学校いじめ対策委員会が作成した指導計画に基づき加害児童への組織的・継続的な観察指導を実施する。
- ⑧墨田区教育委員会・関係機関と連携を図り、迅速かつ円滑な対応を行い問題の再発防止に努めるとともに問題の深刻化を防ぐ。
- ⑨校長の判断の下、必要に応じて「いじめ対策緊急保護者会」を開催し、保護者との連携・協力関係の構築を図る。

(4) 重大事態への対処～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～

- ①被害児童への情報共有を毎夕行う。(終了時期については学校いじめ対策委員会が決定する。)
- ②スクールカウンセラー等を活用した被害児童・保護者のケアを3ヶ月以上継続して実施する。(終了時期については学校いじめ対策委員会が決定する。)
- ③スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を実施し、福祉の専門的観点から被害児童の家庭状況を把握するとともに、緊密に連携することにより被害児童とその家庭を支援し、不測の事態を回避する。
- ④スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して加害児童へのケアやその保護者への相談・援助を行う。
- ⑤墨田区教育委員会へ速やかに報告し墨田区教育委員会と一体となって対応

する。

- ⑥児童に精神疾患が疑われる場合にはスクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえて速やかに医療機関と相談する。
- ⑦児童に家庭における児童虐待等が疑われる場合は、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。
- ⑧学校の対応・指導について法的な観点から問題がないかを確認するとともにより適切な対応に努めるために東京都教育相談センターに設置されている「いじめ等の問題解決支援チーム」を活用する。
- ⑨墨田区教育委員会との協力の下、「いじめ対策緊急保護者会」を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や対応などの説明を行い、事態の混乱を防ぐ。
- ⑩学校サポートチームと連携して、登下校の見守りなどに地域人材を活用した支援策を実施する等、間断なく児童を見守る組織・体制をつくる。
- ⑪墨田区長が必要であると認めるときは、法令第30条に基づく調査に全面的に協力する。

5 教職員研修計画

- (1) いじめに関する研修会を年間3回（5月・9月・1月）実施する。
 - 5月研修テーマ「学校いじめ防止基本方針について」
 - 9月研修テーマ「子供のサインと教師の目」
 - 1月研修テーマ「学校評価と改善の方針について」
- (2) いじめに関する授業を年間3回（6月・9月・2月）実施する。
 - 6月 授業テーマ「自尊感情を高める」
 - 10月 授業テーマ「思いやり」
 - 2月 「いじめ防止授業地域公開講座」授業テーマ「自己有用感の育成」

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) いじめに関する啓発を年間3回（6月・11月・2月）実施する。
 - 6月「いじめ防止標語づくりと作品公開」
 - *校内展示
 - 「健全育成作文」の展示
 - *校内展示
 - 2月「いじめ発見チェックシート」の結果について1年間の変化について考察し、成果と課題を共有する。
 - *学校だより等

(2) 保護者会・個人面談の活用

保護者会 4月・10月・2月（6年のみ1月）

個人面談 7月・12月（12月は希望者面談）

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校サポートチームとの会議を必要に応じて実施する。

(2) セーフティ教室等の学校行事や青少年育成委員会等の諸会合での取り組みを通して関係機関との連携を推進する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価などの外部評価の評価項目に「学校いじめ防止基本方針」の内容を設定し、3月中に評価結果を公表する。

(2) 外部評価の評価結果をもとに改善策を策定し、3月中に公開する。